

# 令和5年度第1回公共調達監視委員会審議概要

佐賀労働局

## 1 開催日時

令和5年9月5日（火） 14:00～15:50

## 2 開催場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階共用小会議室1

## 3 公共調達監視委員

委員長 児玉 弘（福岡大学法科大学院准教授）

委員 椿原 剛（弁護士）

委員 杉野 直志（税理士）

## 4 審査対象期間

令和5年1月1日～令和5年6月30日

## 5 審査件数

（1）公共工事	0件
（内訳）競争入札	0件
随意契約	0件
（2）物品役務等	8件
（内訳）競争入札	3件
随意契約	5件

## 6 議事録

【審議番号1：令和5年度佐賀労働局管下8官署の建築物環境衛生管理業務委託】

（委員） 佐賀公共職業安定所のみ建築物環境衛生管理技術者の選任が必要となる理由は何か。

（担当） 当局が所有する建築物のうち、佐賀公共職業安定所の庁舎だけが床面積が広く、法律上の選任義務が生じるためである。

（委員） 建築物環境衛生管理技術者の選任は業者が行うものなのか。

（担当） 当局に建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいないため、本件契約に基づき選任することとしている。

【審議番号2：令和5年度佐賀公共職業安定所交通誘導警備業務委託】

- (委員) 1者応札の理由は何か。交通誘導警備業務を行う業者は他にもあると思うが。
- (担当) 近年は常に3、4者が応札しており、それらの者に今年度も声掛けを行ったが、応札がなかった。詳細な理由は確認していない。
- このような状況が続くようであれば、理由を把握したうえで改善を図りたい。
- (委員) 警備業は人手不足の分野であるため、その影響も考えられる。
- (委員) 契約金額の妥当性を検証するため、他県の契約額も参考にしているかどうか。
- (担当) 承知した。

**【審議番号3：令和5・6年度地域若者サポートステーション事業】**

- (委員) 仕様書は佐賀労働局独自のものか。
- (担当) 全国の労働局で同様の事業委託を行っており、仕様書のベースは厚生労働本省が作成している。
- (委員) 仕様書を見る限り、業務の幅が広く、仕様を満たすことができる業者はほとんどないように思われる。
- とはいえ、事業目的を達成するためには、事業の分割発注も困難と思われる。
- (委員) 1者応札の改善は難しいと思うが、契約金額が大きいため、幅広く募集を行う必要があると考える。例えば、他の労働局での応札業者の情報を収集してはどうか。
- (担当) 承知した。
- (委員) 落札業者は特定非営利活動法人であるが、一般企業は参加できないのか。
- (担当) 一般企業も参加可能である。
- (委員) 営利を追求している一般企業に比べ、特定非営利活動法人は価格面において有利なのではないか。
- (担当) そういった面もあるだろうが、本件は総合評価落札方式を採用しており、落札業者の決定に当たっては、価格だけでなく、提案された企画案に対する評価によっても競争を行わせている。
- (委員) 予定価格はどのようにして積算するのか。
- (担当) 仕様書や過去の契約実績などを参考に積算する。
- (委員) 1者応札が続いているので、過去の実績を参考にするのであれば、その妥当性について特に検証されたい。
- (担当) 承知した。

**【審議番号4：令和5年度リコー製複合機の保守業務委託（単価契約）】**

委員から特段の質問や意見はなし。

**【審議番号5：令和5年度佐賀公共職業安定所におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）】**

- (委員) 入札時に応札者がなかった理由は何か。
- (担当) 競争参加資格として「全省庁統一資格において、役務の提供等のB、C、D等級のいずれかに格付けされていること」を定めていたが、県内にはA等級の業者が多

く、参加できる業者が限られていた。また、B等級以下の業者に声掛けを行ったが、人員不足や車両不足により対応不可などの回答があった。

(委員) 次年度は競争参加資格をA等級まで広げるのか。

(担当) 予定価格に応じて等級を設定するのが原則であるが、状況に応じて判断する。

(委員) 不落随契はどのような方法で行ったのか。

(担当) 過去に契約実績がある業者やレンタカー業者大手など計3者に見積書の提出を依頼したところ、1者から予定価格の範囲内を見積書の提出があったため、当該業者と随意契約を締結した。

**【審議番号6：令和5年度佐賀労働局及び管下10官署におけるガソリンの供給(単価契約)】**

(委員) 全官署の半径5km以内に給油所を有する業者が1者のみであるため入札から随意契約に移行したとのことだが、官署ごとの契約とすれば仕様を満たす業者はほかにもあると思われる。

官署ごとの契約にすると失われるメリットがあるのか。

(担当) 契約単価は概ね佐賀県のガソリン平均小売価格であり、佐賀県西部地区では小売価格が県の平均小売価格より高い傾向にあることに鑑みると、経済的な金額で契約できたと考えている。また、契約業者は全官署の半径5km以内に限らず多数の給油所を有しているため、利便性が高い。

(委員) 半径5km以内とする根拠は何か。

(担当) 給油の際の利便性や経済性を考慮して設定したものであり、法律等で根拠があるわけではない。

(委員) 半径5km以内の妥当性については再度検討されたい。

(担当) 承知した。

**【審議番号7：令和5年度佐賀労働局管下8施設の日常清掃業務委託(佐賀公共職業安定所)】**

(委員) 佐賀県共同受注支援窓口を受注希望施設の紹介を依頼しているとのことであるが、必ず依頼しなければならないか。

(担当) 必ずしも依頼する必要はない。当局が業者の選定を行うことも可能だが、支援窓口のほうが施設の事情に詳しいと思われるため利用しているところである。

(委員) 障害者の就業機会を広げることが目的とするのであれば、年度ごとに異なる業者に発注する、あるいは年度を分割して異なる業者に発注するなどの方法を取ってはどうか。

(担当) 検討する。

**【審議番号8：令和5年度雇用調整助成金センターで使用する事務用什器のリース】**

委員から特段の質問や意見はなし。